

淀川左岸線延伸部の淀川左岸堤防区間に関する技術検討委員会 規約（案）

（設 置）

第1条 淀川左岸線延伸部の淀川左岸堤防区間に関する技術検討委員会（以下、「委員会」という。）は、国土交通省近畿地方整備局、阪神高速道路株式会社建設事業本部大阪建設部が設置する。

（目 的）

第2条 委員会は、淀川左岸線延伸部事業の建設にあたり、堤防と道路構造物を一体とした場合の安全性、施工方法及び維持管理手法等について技術的な検討を行うことを目的とする。

（所掌事項）

第3条 委員会は、以下について検討等を行う。

- （1）堤防と道路構造物を一体とした場合の安全性の照査方法等に関する事項
- （2）施工時の堤防への影響範囲における施工方法に関する事項
- （3）堤防と道路構造物の一体構造物の建設および完成後の維持管理手法およびモニタリングに関する事項
- （4）その他必要な事項

（委員会の運営）

第4条 委員会には委員長を置き、委員長が招集・開催する。

2. 委員長は事務局が推薦し、委員の了承を得て決定する。
3. 委員は、別紙のとおりとする。
4. 委員長は、委員に諮った上で、委員の変更または追加を行うことができる。
5. 委員長は、必要に応じ、会議へのオブザーバーの出席を求めることができる。
6. 委員長が職務を遂行できない場合は、予め委員長が指名する委員がその職務を代理する。

（中立性）

第5条 委員（以下、「委員等」という。）は、委員会の設置目的に照らし、公正中立な立場から審議等にあたらなければならない。

（守秘義務）

第6条 委員等は、審議で知り得た内容について、委員会の許可無く第三者に漏らしてはならない。また、委員等の職を退いた後も同様とする。

(委員の任期)

第7条 委員等の任期は、3年以内とする。

2. 委員等は、再任されることが出来るものとする。

(委員会の公開)

第8条 委員会の設立趣意書、規約および委員名簿・開催日程については公開とする。

2. 会議については、原則非公開とする。

3. 配付資料および議事については、公開することを原則とする。ただし、これにより難い場合は、委員に諮ったうえで、委員長が決定するものとする。

(事務局)

第9条 事務局は、近畿地方整備局道路部計画調整課、近畿地方整備局浪速国道事務所、阪神高速道路株式会社建設事業本部大阪建設部に置く。

(その他)

第10条 本規約に定めのない事項等は、委員に諮った上で、委員長が決定するものとする。

附 則 この規約は、令和2年9月8日から施行する。

令和3年6月30日一部改訂

令和4年3月18日一部改訂

令和6年5月20日一部改訂

別紙

淀川左岸線延伸部の淀川左岸堤防区間に関する技術検討委員会 名簿（案）

（50 音順、敬称略）

	氏 名	所 属 ・ 役 職
委員長	大西 有三	京都大学 名誉教授
委員	清野 純史	京都大学 名誉教授
委員	佐々木 哲也	土木研究所 地質・地盤研究グループ 土質・振動チーム 上席研究員
委員	瀬崎 智之	国土技術政策総合研究所 河川研究室長
委員	建山 和由	立命館大学 総合科学技術研究機構 教授
委員	中川 一	京都大学 名誉教授
オブザーバー	常山 修治	近畿地方整備局 河川部長
オブザーバー	谷川 知実	近畿地方整備局 淀川河川事務所長

	氏 名	所 属 ・ 役 職
事業者	水野 宏治	近畿地方整備局 道路部長
事業者	中西 健一郎	近畿地方整備局 浪速国道事務所長
事業者	志村 敦	阪神高速道路(株)建設事業本部 大阪建設部長

事 務 局	近畿地方整備局 道路部 計画調整課
	近畿地方整備局 浪速国道事務所
	阪神高速道路(株) 建設事業本部 大阪建設部

赤字：第4回委員会からの変更箇所